

議事録

日時：令和6年7月29日（月）13時00分～15時30分

場所：市役所会議室

【会議の名称】

宝塚市パークマネジメント計画等審議会

【会議の開催状況】

日時：令和6年7月29日（月）13時00分～15時30分

場所：市役所会議室

【出席者】

（委員）

赤澤宏樹：兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 環境計画部門 教授

竹田和真：大阪産業大学デザイン工学部 環境理工学科 准教授

梶木典子：神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授（オンライン参加）

上町あずさ：武庫川女子大学 建築学部 景観建築学科 教授

阪上和彦：宝塚市花き園芸協会 会長

近藤茂：櫻守の会 代表

松田洋三郎：公募による市民

永園郁美：兵庫県阪神北県民局県民躍動室 室長

（事務局）

江崎部長、中村次長、雑賀課長、児玉係長、藪内、森本

（傍聴） 1名

【次第】

1 開会

2 議題

（1）第1回作業部会、第2回審議会における到達目標 資料1、2

（2）報告事項について

・市内の公園等に対する市民意向の把握結果報告 資料3及び同別紙

・公園等の充足状況分析結果報告 資料4及び同別紙

（3）主な審議事項について

・公園等の整備、管理運営方針の概要 資料5及び同別紙

・公園区計画の位置づけや内容等について 資料6及び同別紙

・街路樹管理計画の項目概要案、街路樹現況調査の実施計画 資料7、8

（4）関連事項について

・都市計画見直しガイドライン（案）の構成方針 資料9

・公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針 資料10

3 閉会

【配布資料】

資料 00_議事次第

資料 01_第 1 回作業部会、第 2 回審議会における到達目標について（素案）

資料 02_今後の審議会・作業部会における審議・検討の流れ（案）

資料 03_市民意向の把握結果（概要）

資料 03_別紙_市民意見の把握結果（詳細）

資料 04_公園等の充足状況分析結果（概要）

資料 04_別紙_公園等の充足状況分析結果（詳細）

資料 05_宝塚市パークマネジメント計画（骨子案）の構成概要 A3（素案）

資料 05_別紙_宝塚市パークマネジメント計画（骨子案）

資料 06_公園区計画の位置づけや内容等について（素案）

資料 06_別紙_モデル地区候補選定の方法（素案）

資料 07_街路樹管理計画の項目概要案

資料 08_街路樹現況把握の方法（案）

資料 09_都市計画公園見直しガイドライン（案）の構成方針

資料 10_包括管理業務委託の検討方針（素案）

スライド_資料説明

議事録

1 開会

○委員紹介及び 事務局紹介

○審議会会長は赤澤委員、会長代理は竹田委員とする。

2 議事内容

【議題 1. 第 1 回作業部会、第 2 回審議会における到達目標】

全委員：（異議なし）

【議題 2. 報告事項について】

①市内の公園等に対する市民意向の把握結果報告

委員：よく利用する公園として「末広公園」が上位に上がっているが、市民は「末広中央公園」のことを「末広公園」と言っており、「末広公園」と回答しているものは「末広中央公園」と考えた方がいい。

事務局：市民向けアンケートでは自由記述としているため、記載のままに集計をしているが、「末広公園」は「末広中央公園」と間違えている人が多いことは認識している。一方で子ども・子育て層向けアンケートでは、公園名と公園の配置が

分かる地図を添付しているため、比較的正確な結果となっている。

会長：狭小公園については一般の公園よりも利用頻度が低いとの結果だが、狭小公園をなくすということではなく、メリハリをつける整備が重要である。大規模な公園であれば多様な機能の整備が可能だが、小規模な公園については、限られた面積の中で、地域ニーズ等を踏まえた整備を行うという観点が重要になる。

委員：市民意向の把握を踏まえた課題整理において、幅広い世代の公園利用を促進していく必要があるとしているが、公園の個性や地域の特性を踏まえ、メリハリをつける整備を行うとなると、幅広い世代向けの公園というよりも、子ども、お年寄りなど明確な利用者像に対応した公園づくりを行うことになるのではないか。どのような公園づくりを目指すか整理が必要と考える。

②公園等の充足状況分析結果報告

委員：資料4別紙に対象公園リストがあるが、桜の園が含まれていない。桜の園は公園ではないのか。

事務局：分析対象は、一般的な公園利用が行われる施設として、都市公園、子ども遊園とした。桜の園は、都市公園でも、子ども遊園でもなく、分析対象に含まれていない。

委員：桜の園では、サクラの老木化が進むなど、対策が必要な状況である。パークマネジメント計画の検討対象に位置づけられないのか。

事務局：桜の園については、都市公園ではないが、兵庫県の里山博物館や、宝塚市みどりの基本計画の生物多様性保全活動拠点に位置づけられる重要な拠点であるため、公園区計画とは別に検討する予定がある。また、パークマネジメント計画の中では、その重要性を踏まえ今後の方向性等について検討していきたい。

委員：狭小公園の扱いは賛否があり、地域ごとに対応を検討する必要があると思うが、充足状況分析とアンケート結果で関連性を持たせた整理を行うことになるのか。

事務局：これまでの検討では整合を図っていないが、今後、個別に公園区計画等を検討していく中で、データ、アンケート結果を踏まえて検討を行うことが見込まれる。

会長：モデル地区選定では、アンケート結果のうち、利用状況、満足度、ローカルルールへの要望、狭小公園の改善要望等の項目を選定指標に位置づけているが、どのような考えによるものか。

事務局：公園区によって、アンケートの回答数が多い地区、少ない地区があり、回答数が少ない地区では数票程度にとどまる。地区間で回答結果を等しく扱うことができないため、モデル地区選定では一部項目に絞り指標に位置づけている。

委員：質的な充足状況は、「質的」と冠しているものの、内容は施設数量に関する評価となっている。老朽化等の質的な観点は含まれていないのか。

事務局：データの制約もあり、施設の老朽化状況までは加味していない。

委員：遊具の安全基準等を踏まえた対象年齢等の位置づけも含まれていないのか。

事務局：小規模な滑り台、象形遊具などを幼児用遊具と位置づけるなど、遊具の種類ごとの利用状況を踏まえた整理は行っている。

委員：幼児用遊具等の要望も多い。子育て層のニーズに対応する視点が重要と考える。

会長：総じて老朽化が進んでいると思うが、遊具の更新はどのように行われているか。

事務局：長寿命化計画に基づき更新しているが、安全基準を満たしていない遊具は交換している。ニーズに対応した幼児用遊具への更新とはなっていない。

会長：これまでは計画的な更新、安全基準への対応等が行われてきた。今後は地域のニーズを踏まえ対応していくことになる。

【議題 3. 主な審議事項について】

①公園等の整備、管理運営方針の概要

委員：市の公園課 HP にアクセスしても、公園利用に関する情報は乏しい。情報発信が公園利用を促すような内容になっていないのではないか。

会長：市の公園は直営で管理されているのか。

事務局：文化芸術センターの公園を除くと直営で管理している。

会長：直営で管理していると、公園利用に関する情報提供が限られる傾向がある。指定管理者であれば、利用につながる情報提供はより充実する傾向がある。

委員：何かアクションをしないと、どの公園に行けばよいか等の情報提供が行われていないことになるのではないか。

事務局：PR 不足であることは認識している。情報提供の改善も、パークマネジメント計画の検討の中で行っていききたい。公園区計画を作成した暁には、HP の情報提供を充実させ、特色ある公園づくりを PR していききたい。

会長：利用者目線で、欲しい情報が発信されるような改善を行う必要がある。

委員：私の住む地域では、地域が主体となる公園づくりに取り組んでいて、そうしたコンセプトが、住民の中に根付いている。ただし、ワークショップ等の場で住民の意見を引き出すにも、ファシリテーター等を担う人材の確保、資金の確保等の課題がある。これらの課題は、計画の検討、実践のプロセス双方に存在する。

委員：基本方針（１）は、公園づくりが目的で、その手段として多様な主体との協働という表現になっている。ただし、基本目標を踏まえると、公園づくりは手段であり、まちづくりを目指すものでなければならない。まちづくりという視点に立てば、誰もが使える場をまちに増やすには公園が活用できると言えるため、資金の確保についても、公園関連の資金に限らず、広く多様な資金を活用できることになるのではないか。基本方針（１）は、公園づくりに限定的するのではなく、広くまちづくりに結びつけたものとする、基本目標により対応するものになるのではないか。

事務局：公園を通じたまちづくりをしたいと考えているため、基本方針（１）については改めて検討したい。

委員：トイレや防災施設等の整備も検討対象に含まれるのか。

事務局：トイレをはじめ、防災に資する施設、集会所など公園の活用に向けた様々な整備について検討したい。

会長：基本方針（１）については、まちづくりに向けたものとし、ほかについては原案の通りとする。

②公園区計画の位置づけや内容等について

委員：長尾公園区は、３つの小学校区で構成されている。区域が広いが、問題はないか。

事務局：広いがゆえに様々な視点での検討を行いうると思っている。駅から近い地域、遠い地域など地域特性に応じた視点が考えられる。

会長：長尾公園区のまちづくり協議会（以下、「まち協」という。）は統合されているのか。

事務局：長尾公園区のまち協は１つである。

委員：私が住んでいる地域は高齢化が進んでいる。計画的な取組を展開するためにも、中長期的な視点でスケジュールを示していただけないか。

事務局：モデル事業は令和７年度末までに１地区を終える。残りの地区については、モデル事業の進捗に合わせ、令和８年度以降に着手が見込まれる。

会長：モデル地区検討が一通り完了してから、残りの地区に入っていくことになる。複数のまち協で構成しているような地区では、計画づくりを行う組織の組成自体、困難が懸念されるのではないか。

事務局：長尾地区には、３つの小学校区を取りまとめているまち協が存在する。このことから、地域の課題や特性を調整する組織が存在すると考えている。

会長：子育て世代が多い地区を選ぶのは、子育て世代を重視するのではなく、これから住まう人も含め、将来にわたる視点が重要で課題検討が難しいからである。決して、子育て世代を偏重するものではないと認識いただきたい。

委員：公園協議会の導入を通じて、法的根拠を求めるのはどのような考えによるのか。

事務局：任意の組織によるものではなく、法に組織の位置づけがあることで、計画で定めた施策やルール等に対する実効性を高める根拠になると期待している。

委員：公園区はまち協単位で構成されているのか。

事務局：公園区は、まち協の範囲と同じである。

委員：資料６の計画の作成手順は、モデル地区については１～９のプロセスを１年半で行い、残りの地区は１～４までとなるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：他の市町村での事例はあるのか。

事務局：まちづくり協議会など地域組織が主体となり、全市で取り組みをしようとしているのは全国的にもほぼ例がなく、先進的な取組になるのではないか。

会長：計画策定の目的では、公園だけでなく、広場や街路樹など地域のみどり全般を対

象にすることに特徴がある。基本方針でそれを明確にする必要がある。長尾地区、宝塚地区には街路樹はあるのか。

事務局：長尾地区には山本からの1路線がある。宝塚地区も1路線である。

会長：公園区計画とはどのようなものか例示するような資料があると望ましい。

委員：公園は午前、午後、夕方など時間帯により利用方法が異なるが、時間帯により公園の役割を設定するような検討を行う予定はあるのか。公園によって機能特化するのではなく、多様に利用できる公園としつつ、時間帯により使い分けするような視点もあるのではないか。

会長：資料6の「検討内容」は、表現が固いようだが、時間軸を加味するような表現を含めることで対応できるのではないか。モデル地区候補については、原案の通り、長尾地区、宝塚地区でよろしいか。

全委員：（異議なし）

③街路樹管理計画の項目概要案、街路樹現況調査の実施計画

会長：維持管理基準という表現でよろしいか。社会課題という点では、落葉等への対応が年々増えている。宝塚市では、比較的高い頻度で定期剪定しているが、自治体によっては5年周期で丸太状になるような強剪定を行っているところもある。公園区計画の検討で、検討対象にすることで、地域の人々が街路樹に愛着を持って接するようになることが期待できる。

委員：街路樹管理に関しても、公園区計画の検討の中で扱うことになると思うが、街路樹管理のどの範囲まで市民協働で検討を行うことになるのか。

事務局：モデル事業で検討を行うのは、あくまでその地域に位置する街路樹のあり方となる。街路樹管理計画は全体の方針を検討するものになっている。

会長：街路樹管理計画については、公園と整合を取りながら進める。今後も審議会でやっていくので、その中でご意見をいただくことになるということではよろしいか。

全委員：（異議なし）

【議題4. 関連事項について】

①都市計画公園見直しガイドライン（案）の構成方針

会長：都市計画公園の計画変更は、別の審議会でを行うことになる。パークマネジメント計画審議会では、計画変更の前段の整理として、見直しガイドラインについて審議することになる。未着手の都市計画公園はどのような状況にあるのか。

事務局：未着手の公園はほとんどがため池がある箇所、財産区等の共有財産となっていて、今後の実現性等の評価が容易ではない。一方で、整備量が不足している地域では、都市計画公園の整備にかかる役割が大きい。

会長：現状について了解した。見直しガイドラインについて、この構成方針でよろしいか。

全委員：（異議なし）

②公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針

会長：包括管理業務委託自体はいろいろ利点が期待できる制度であるが、事業規模が大きく、複数年にわたる事業になることが、留意点になる。事業規模に関しては、一括発注する場合、小規模な事業者が共同事業体を組んで対応することが考えられるが、その事業体に含まれないと事業に関われないといったことがおこりうる。事業期間に関しては、事業の仕様や運用に誤りがあるとそれが複数にわたり継続することが見込まれる。包括管理業務委託とはそうした制度であるが、検討方針についてはこの内容でよろしいか。

全委員：（異議なし）

以上